

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける人への支援など

5月25日現在の情報です。詳しくはお問い合わせください

### 税金などの納付猶予や減免

#### 【市税の徴収猶予】

事業収入や給与に相当の減少があり、一時に税の納入が困難な人は、納付を1年間猶予します。（2月から3年1月末までに納期限が到来する市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税など）

■問い合わせ 本庁納税課滞納整理係（☎ 34-2228）

#### 【水道料金などの支払い猶予】

収入減少などの事情により支払いが困難な人は、支払期限を9月末まで延長します。（3月から8月請求分の水道料金、下水道使用料など）

■問い合わせ 市上下水道部お客様センター（☎ 25-6700）

#### 【国民年金保険料の免除・猶予】

収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などで所得が相当程度下がった場合、本人の申告所得をベースにした簡易な手続きにより保険料の免除・猶予の適用を行います。（2月から6月分まで）

■問い合わせ 日本年金機構一関年金事務所（☎ 0191-23-4246）、本庁市民課国民年金係（☎ 34-2914）

#### 【国民健康保険一部負担金の減免など】

失業など特別な理由により一時的に著しく収入が減少し、支払いが困難な人に、一部負担金の免除、減額または徴収の猶予を行います。

■問い合わせ 本庁健康増進課国保係（☎ 34-2901）

#### 【後期高齢者医療制度の減免】

後期高齢者被保険者の属する世帯の収入が減少した場合、区分に応じて①保険料、②一部負担金の減免を行います。

■問い合わせ 本庁健康増進課医療給付係（☎ 34-2902）

### 生活支援

#### 【特別定額給付金（1人10万円）】

申請の締め切りは8月11日です。詳しくは5月28日発行の広報おうしゅうお知らせ版1号をご覧ください。

■問い合わせ 市新型コロナウイルス感染症対策本部・生活支援部会（担当：本庁福祉課・☎ 24-2111、内線 1201）

#### 【子育て世帯への臨時特別給付金】

19号をご覧ください。

#### 【住居を失うおそれのある人への給付】

離職や休業などに伴う収入の減少で住居を失った、または失うおそれのある人を対象に、賃貸住宅などの家賃相当額（上限あり）を住居確保給付金として給付します。

■問い合わせ 暮らし・安心応援室（☎ 47-4546）

#### 【市奨学金受給学生への給付】

市から奨学金を借りている学生（6月1日現在）に一人当たり5万円を支給します。対象者には通知書を直接送付します。

■問い合わせ 本庁教育総務課総務係（江刺総合支所・☎ 34-1319）

#### 【福祉医療資金の貸し付け】

市医療費給付制度の受給者を対象に、医療費の一部負担金相当額の支払いが困難な場合、その資金の全部または一部を無利子で貸し付けます。

■問い合わせ 本庁健康増進課医療給付係（☎ 34-2902）

#### 【国民健康保険高額療養資金の貸し付け】

国保加入者で、国保高額療養費の支給が1万円以上となる世帯主に対し、貸し付けを行います。

■問い合わせ 本庁健康増進課国保係（☎ 34-2901）

#### 【生活資金が必要な人への特例貸付】

●緊急小口資金

収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のため資金を必要とする世帯に20万円まで貸し付けます。

#### ●総合支援資金（生活支援費）

失業などで生活に困窮し、日常生活の維持が困難な世帯に、①単身世帯…月15万円、②2人以上の世帯…月20万円まで貸し付けます。※貸付期間は原則3カ月以内

■問い合わせ 市社会福祉協議会（☎ 25-7171）

### 事業者支援

#### 【中小企業者（飲食店など）補助】

家賃の一部補助など、小売業・飲食店などへの補助制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



■問い合わせ 本庁商業観光課商業振興係（☎ 24-2111、内線 6101）

#### 【商工業者への支援】

融資や助成金など、商工業者への支援制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



■問い合わせ 本庁企業振興課工業振興係（☎ 34-2331）

#### 【農業者への支援】

給付金などの経営支援や、労働力確保・維持支援など、農業者への支援制度があります。詳しくは市ホームページをご覧ください。



■問い合わせ 本庁農政課農政係（☎ 34-1582）

#### 【農林漁業者への資金貸し付け】

経営の維持安定が困難な農林漁業者を対象に、融資機関が必要な資金の実質無利子貸し付けなどを行います。詳しくは市ホームページをご覧ください。



■問い合わせ 本庁農政課農政係（☎ 34-1582）

# 新型コロナウイルス感染症対策の情報

掲載している情報は今後変わる場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください

### 最新情報はこちらから

市ホームページ



奥州保健所  
インスタグラム



奥州保健所  
ツイッター



がいこくじんのみなさんへ  
にほんごいがいのことばと、やさしいにほんご

おうしゅうしこくさい  
こうりゅうきょうかい



Clair



### 市民の皆さんへ

緊急事態宣言は解除されましたが、感染リスクが無くなったわけではなく、新型コロナウイルス感染症の第2波を起ささないために、今後も感染対策を継続することが重要です。市民の皆さんには、気を緩めることなく、引き続き感染対策にご協力ください。

市は、市民の皆さんの安全・安心で平穏な暮らしを一日でも早く取り戻すため、感染対策と併せて、生活・経済支援に全力で取り組んでいきます。

### 感染拡大を防ぎましょう

#### ■「新しい生活様式」の実践

##### ①一人一人の基本的感染対策

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける
- ・外出時は、症状がなくてもマスクを着用する
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に

##### ②日常生活を営む上での基本的な生活様式

- ・まめに手洗い、手指消毒
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ・毎朝の体温測定、健康チェック（風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養）

##### ③日常生活の場面別の生活様式

- ・買い物は1人または少人数で空いた時間に
- ・混雑時の公共交通機関や公園利用は避ける
- ・出前やデリバリーの利用を

##### ④働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務、時差出勤の推進
- ・会議はオンライン

#### ■リスクの高い地域への移動は慎重に

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県への不要不急の移動は慎重に行ってください。

#### ■店舗や職場での感染対策の徹底

施設（店舗など）では「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」に取り組みしましょう。

#### ■イベントの開催は対策をとる

イベントなどを開催する際は、身体的距離の確保や基本的な感染対策をとりましょう。感染リスクへの対応が整わない場合は、開催を見送るなど慎重な対応をお願いします。

#### ■思いやりのある行動と冷静な対応を

医療関係者や生活に不可欠なサービスの提供に従事している人に、感謝と思いやりの気持ちを持ちましょう。また、必要な仕事や冠婚葬祭などで県外から来る人に対し、落ち着きを持った冷静な対応を心掛けましょう。

### 相談窓口はこちら

#### ■感染が疑われる場合

次の症状がある場合は、医療機関を受診する前に、帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱などの強い症状のいずれかがある
- ・高齢者や基礎疾患を持っている人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある
- ・上記以外の人で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く

【妊婦】念のため、早めに相談してください。

【子どもの保護者】小児は小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけの小児医療機関に電話で相談してください。

#### 帰国者・接触者相談センター

全日（土日・祝日を含む）24時間

☎ 019-651-3175（コールセンター）

FAX 019-626-0837（聴覚障がいなどで電話が難しい人）

#### ■全般的な相談

症状が無い場合の全般的な相談はこちらへ。

#### 一般相談窓口

全日（土日・祝日を含む）午前9時～午後9時

☎ 019-629-6085（コールセンター）

FAX 019-626-0837（聴覚障がいなどで電話が難しい人）